



概要版

第5期 各務原市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



かかみがはらハートフルプラン・
いきいきプランかかみがはら



計画期間：令和7年度～令和11年度



各務原市

社会福祉法人
各務原市社会福祉協議会



地域福祉とは？

「地域福祉」とは、それぞれの地域でみんなが安心して暮らせるよう、近所の人や福祉に取り組む団体、市、社協などが協力し合って地域で起きるさまざまな問題に取り組む考え方です。近所の人にあいさつをしたり、困っている人に声をかけたりすることも大切な地域福祉活動です。



安心できる居場所がある市民

91.6%

一方で、居場所が“ない”市民は5.2%

地域の中で
気軽に立ち寄る
ことができる場所
(ボランティアハウスなど)
をつくる



まわりにいる
若い世代を誘って
地域活動に参加しよう

今後地域活動をしたい
(続けたい)と思う市民

27.0%

一方で、思わない市民は19.4%

どんな条件であれば、地域活動・ボランティアに参加しやすいか

- ① 時間や期間にあまりしばられない
- ② 身近なところに活動できる場所がある
- ③ 友人・知人と一緒に参加できる

地域の市民同士での
助けあいや支えあえる
地域づくりに関心がある市民

67.4%

一方で、関心がない市民は30.5%

誰もが地域福祉の担い手です



日常的なあいさつや
声のかけあいなどから
顔の見える関係をつくる



関心があることから
少しの時間でも参加できる
ボランティア活動を増やす



近所の人と付き合いがある市民

87.9%

ほとんどつきあがない市民は6.4%
近所にどんな人が住んでいるかわからない市民は2.1%



福祉サービスなどの情報を
地域で共有する機会をつくる



困った時に、
隣近所で助けてくれる人が
いると思っている市民

67.5%

地区社会福祉協議会の活動に関心がある市民

52.7%

活動している、関わりたい市民は10.9%



資料：市民アンケート

人口減少と少子高齢化

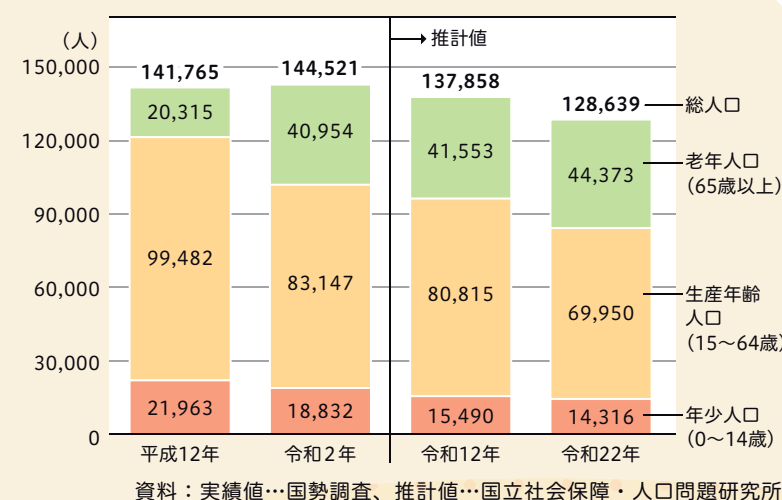
各務原市の人口は減少傾向にあります。今後も少子高齢化が進むことが見込まれており、令和12年には高齢化率が30%を超えることが想定されています。

そのほかにも、核家族化など地域を取り巻く環境は変化しています。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、お互いに「つながり」「支えあう」ことが大切です。

※令和2年までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢区分別人口の合計と一致しません。

■ 総人口と年齢3区分別人口の推移・推計



「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」ってなに？

地域福祉の理念や方向性を示す「地域福祉計画」とそれを実行するための地域活動のあり方を定める「地域福祉活動計画」はいわば車の両輪です。各務原市では、地域住民や事業者、市社協、市などが一体となって地域福祉を推進するために、この2つの計画を一体的に策定しています。

「社会福祉協議会」ってなに？

社会福祉協議会とは、社会福祉法の109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記された公共性・公益性の高い社会福祉法人です。誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進を使命とし、自治会連合会や民生委員・児童委員、各種団体などと連携しながら地域の福祉問題の解決に向けて取り組んでいます。

市が策定

地域福祉計画

地域福祉活動計画

市社協が策定

地域福祉推進の役割や協働を明確化

計画の根拠となる法律など

本計画は、市と市社協が一体となって地域福祉を推進するため「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。また、地域福祉の推進と親和性が高い「再犯防止推進計画」と「自殺対策計画」を包含しています。

地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に基づく、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取組の方向等を明らかにする行政計画です。

地域福祉活動計画

地域福祉の推進に向け、生活の困りごとの解決や生活に望むことを実現するため、地域住民と協働し、地域福祉活動団体との相互協力により策定する社会福祉協議会による行動計画です。

再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく、地方再犯防止推進計画です。

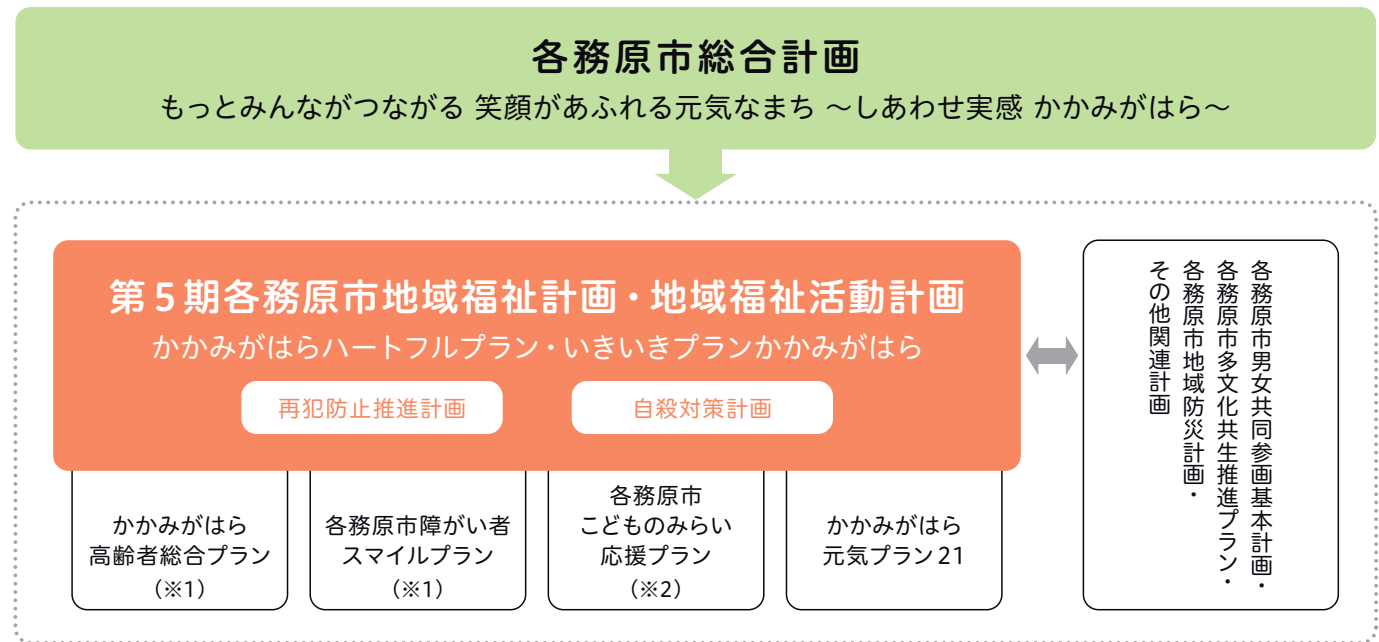
自殺対策計画

自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく、市町村自殺対策計画です。

計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である各務原市総合計画との整合性を保ちながら策定しました。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がいのある人、子どもなど、福祉分野における個別計画の上位計画とするとともに、防災・防犯、まちづくりなど、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

計画の位置づけ



※1 成年後見制度利用促進基本計画含む ※2 子ども・子育て支援事業計画等含む

基本理念

「各務原市総合計画」の将来都市像「もっとみんながつながる 笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」と、第4期計画までの基本理念『みんなでつくる「やさしさ」あふれるまち かかみがはら』を踏まえて基本理念を定め、地域福祉を推進し、地域共生社会の実現を目指します。



重点プロジェクト

本計画においては、基本理念の実現に向けて重点的かつ戦略的に取り組む施策を重点プロジェクトと定め、基本目標ごとに1つずつ設定しています。

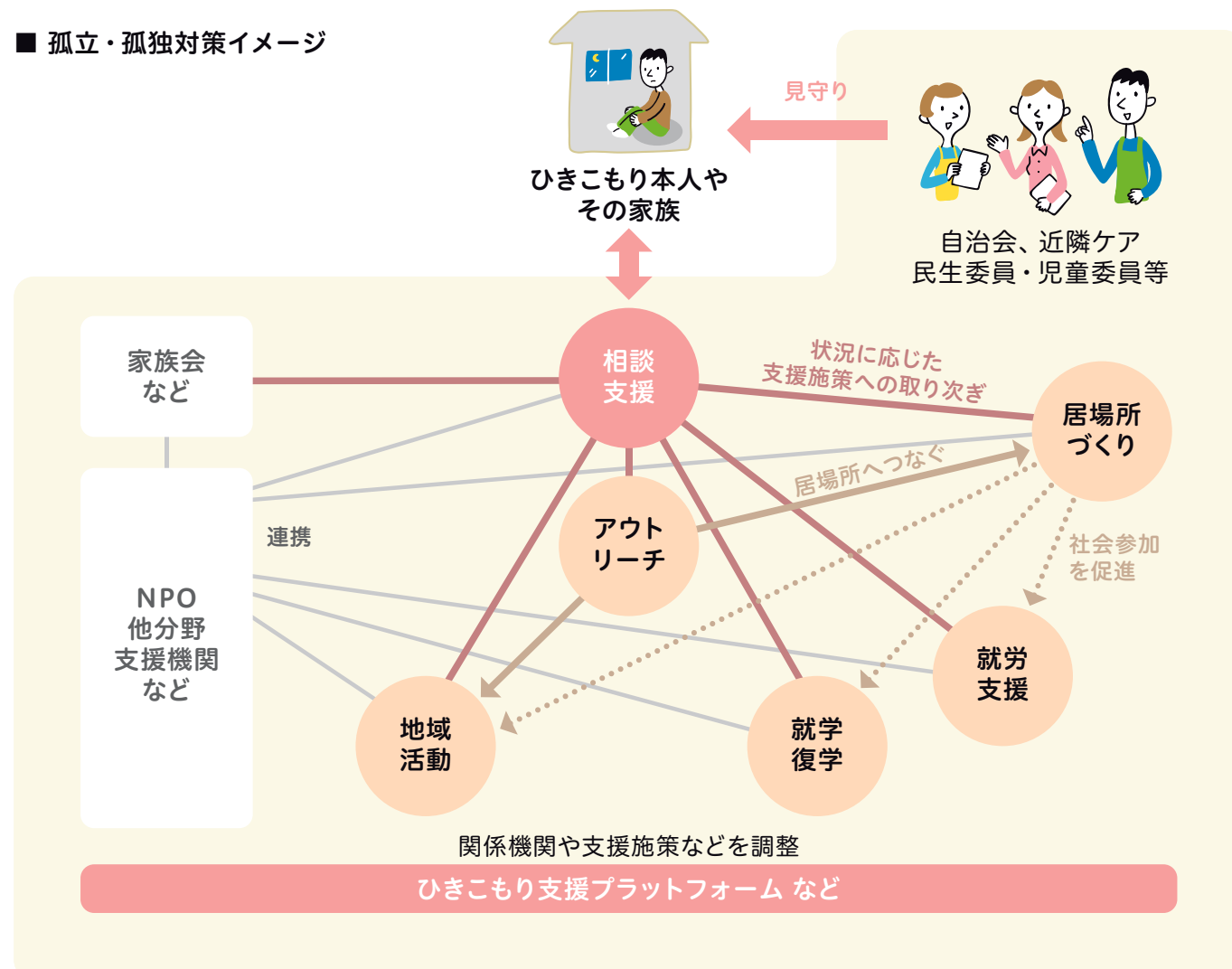
基本目標		重点プロジェクト
1 認めあい、支えあうまちづくり		1 孤独・孤立対策の推進
2 地域福祉の担い手が育つまちづくり		2 福祉人材の確保及び育成
3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり		3 制度のはざまにいる人への支援

重点プロジェクト1

孤独・孤立対策の推進

社会環境の変化などを背景に、本市においても自殺やひきこもりなど、孤独・孤立と関連性の高いと考えられる課題が深刻化・顕在化しており、孤独・孤立対策を推進する必要があります。気軽に相談できる相談支援や居場所づくり、社会に出ることが困難な人に対するアウトリーチ支援などを検討します。

■ 孤立・孤独対策イメージ



重点プロジェクト2

福祉人材の確保及び育成

次世代の福祉人材確保に向けて、子どもたちの福祉の心を育むとともに、福祉への関心を高めます。

地域福祉の活動においては、若い世代が参加しやすい活動時間や内容、参加を促すための工夫に取り組みます。また、マッチング事業などを通じて、若い世代の地域活動団体と福祉分野を積極的につなげることで、団体間の支えあいや連携を推進します。さらに、地域福祉に関わる講演会や研修会の開催などを通じて、新たな層を取り込みます。

■ 福祉人材の育成及び確保のイメージ



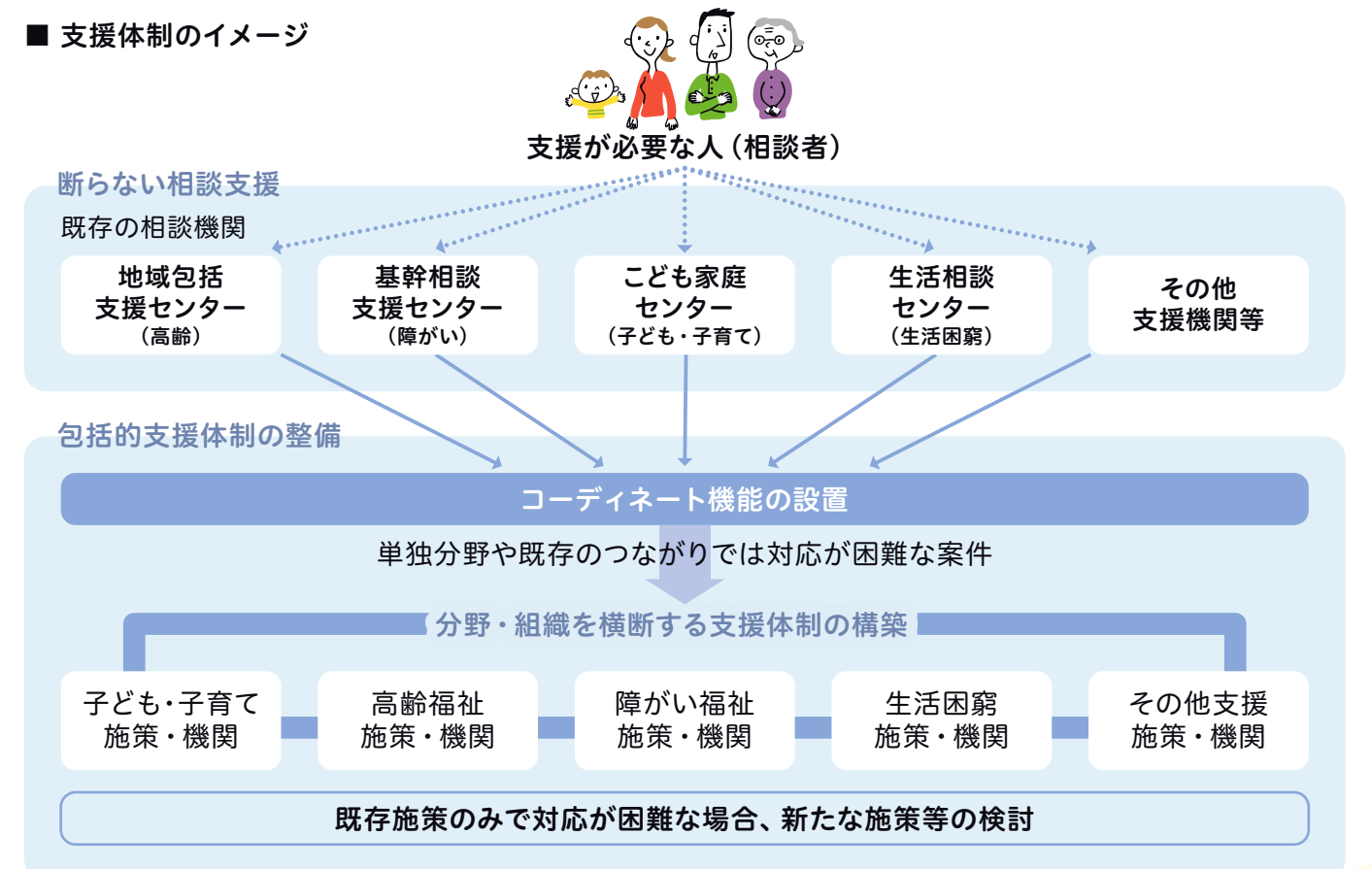
重点プロジェクト3

制度のはざまにいる人への支援

社会状況が大きく変化している中、複合的な課題や既存の支援制度では対応が難しい制度のはざまに陥る問題が増加しています。

複合的な課題を抱える相談を受けた各分野の相談窓口等が、既存のネットワークでは解決できない場合に、課題を整理し、適切な支援へつなぎ直す仕組みや体制づくりを進めます。

■ 支援体制のイメージ



基本目標 1

認めあい、支えあうまちづくり

地域のつながりやふれあいを活性化するため、地域・世代間の交流や活動の場づくりなどを通じて、地域活動の推進を図ります。

また、地域福祉のコミュニティの醸成を図り、地域での助けあい、支えあいを促すとともに、近隣ケアグループ活動などの地域活動において、多様な主体の交流促進を図り、地域の支援体制を充実します。

基本施策1 地域活動の促進

施策の方向性① 地域交流、世代間交流の活性化

施策の方向性② 地域福祉活動の参加支援

施策の方向性③ 地域づくりの促進



取組事例

まちづくり活動助成金交付事業

市民活動団体との連携を進めながら、市民や地域の担い手が、自由な発想で主体的にまちづくりに取り組むことができる環境づくりを推進し、「市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくり」の実現に向けた支援を行っています。



基本施策2 見守り・助けあいの活性化

施策の方向性① 地域包括ケア体制の深化・推進

施策の方向性② 認知症対策の推進

施策の方向性③ 孤独・孤立対策の推進【重点】



基本施策3 地域組織・団体の連携強化

施策の方向性① 生活支援体制の整備

施策の方向性② 地域福祉団体間の情報共有ネットワークの強化



取組事例

人生会議

在宅医療・介護連携推進事業の一環として、自らが望む人生の最終段階の医療・ケアを、家族やかかりつけ医、ケアマネジャーなどと日頃から話し合う「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）」をベースに発展させた、各務原市版ALP（アドバンス・ライフ・プランニング）の周知・啓発に取り組んでいます。



基本目標 2

地域福祉の担い手が育つまちづくり

高齢者や障がいのある人、子どもなどとの交流の機会や多様な福祉教育の充実を進め、地域課題を地域の住民が『我がこと』として捉え、解決を試みるができるよう意識の醸成を図ります。

また、地域福祉活動を継続するため、担い手となる人材の確保、リーダーの育成に努めるとともに、多様な住民の参画を促進します。

基本施策1 支えあう意識づくり

施策の方向性① 福祉教育の充実

施策の方向性② 心のバリアフリーの推進



取組事例

福祉体験学習事業

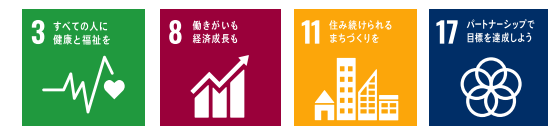
市内小中学生を対象とした高齢や障がいなどの福祉分野に関する体験学習を通じて、やさしい心を育むとともに、福祉分野への理解を深め、将来的な福祉人材の確保をしています。



基本施策2 活動の担い手づくり

施策の方向性① 福祉人材の確保及び育成【重点】

施策の方向性② ボランティア活動への参加促進



取組事例

フレイル予防サポーター養成事業

フレイル予防を普及啓発するため、地域の中でフレイルチェックのサポートやフレイル予防の啓発活動に取り組むサポーターの養成研修や交流会などを開催しています。



基本施策3 多様な住民の参画促進

施策の方向性① 高齢者や障がいのある人などの社会参加支援、活躍の場づくり支援

施策の方向性② 若い世代の参加促進



取組事例

まちづくり担い手育成支援事業

まちづくり活動に興味はあるが実践したことがない若者が集まり、対話をしながら1つの活動を行うプログラムを行い、若い世代のまちづくりの担い手を育成しています。



誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

多様化・複雑化する生活課題に対応するため、各種福祉サービスの質の向上を図り、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や相談窓口間の連携を促進し、適切な支援につなげます。

また、制度のはざまにある人への支援体制を整備するとともに、地域の防災・防犯体制の強化を図り、安全・安心な地域づくりを推進します。

基本施策1 福祉サービスの質の向上・利用促進

施策の方向性① 各福祉分野におけるサービスの充実

施策の方向性② 各種相談窓口における連携体制の整備

施策の方向性③ 効果的な福祉サービスの情報発信



基本施策2 さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実

施策の方向性① 生活や就労に困っている人への支援

施策の方向性② 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

施策の方向性③ 制度のはざまにいる人への支援【重点】

施策の方向性④ 安心できる居場所を必要とする人への支援

施策の方向性⑤ 権利擁護を必要とする人への支援

施策の方向性⑥ 再犯防止の推進 再犯防止推進計画



基本施策3 防災・防犯活動の推進

施策の方向性① 災害時の要配慮者への支援体制整備

施策の方向性② 地域の防災対策の促進

施策の方向性③ 地域の防犯活動の支援



基本施策4 包括的な自殺予防体制の構築

施策の方向性① 自殺を未然に防止する体制の強化

施策の方向性② 自殺リスク要因を減らすための支援

施策の方向性③ さまざまな世代や環境に応じた支援

自殺対策計画



取組事例

ゲートキーパー養成研修事業

様々な悩みや生活上の困難を抱える方に対して、早期発見や見守りに携わる人材を育成のため、民生委員・児童委員、行政職員など、様々な人を対象にゲートキーパー研修を実施しています。



各務原市社会福祉協議会と活動計画

市社協では、地域の中で、誰かを支え、時に誰かに支えられ、安心して心豊かな暮らしができる地域をつくり、さらに一人ひとりが主役となって活動できるまちをめざし、住民同士が自主的・主体的に解決していく活動を推進するための活動計画を策定しました。

各務原市地域福祉活動計画のめざす姿



地区社会福祉協議会の「めざす姿」

身近な地域での福祉活動の中核となる地区社会福祉協議会では、地域コミュニティ会議を各地区で開催し、今後の地域がどんなまちになるといいかをイメージし、それぞれの立場（個人・地域）で取り組めることについて、意見やアイデアを出し合いながら、第5期計画のめざす姿としてまとめました。

蘇原地区

蘇原北部…安心して心豊かに暮らし続けることができるまちをめざします。

蘇原南部…自治会と連携してささえあえるまちをめざします。

那加地区

那加一……子どもから高齢者までさまざまな世代が交流できるまちをめざします。

那加二東部…地域の中で、声かけ気にかけて心かけ、ともに支える安心のまちづくりをめざします。

雄飛……地域行事をととして、3世代がともにふれあい、協力しあえるまちをめざします。

那加三……「向こう三軒両隣」の輪がつながるまちをめざします。

尾崎……助け合って安心して生活できる尾崎地区をめざします。

鵜沼地区

鵜沼第一…3世代交流が豊かなまちをめざします。

鵜沼第二…お互いさまの気持ちで支えあう、笑顔あふれるまちをめざします。

陵南……老いも若きも元気な者で支え見守るまちづくりをめざします。

鵜沼第三…助けあい、支えあい、住みよい安全・安心なまちづくりをめざします。

各務……“ふれあい・ささえあい・たすけあい”ぬくもり溢れるまちをめざします。

緑苑……住民相互でふれあいささえあい、SOSが言える思いやりのあるまちをめざします。

八木山……「つながる・ささえあう」まちをめざします。

稲羽・川島地区

稲羽西…みんなで作る地域のつながりを大切にするまちをめざします。

稲羽東…自治会やシニアと連携して、三世代交流を活性化する。

川島……故郷の心と故郷のつながりが優しく、固く、いつまでも続き、3つの健康（身体、頭、心）づくりが継続していくことをめざします。

計画の推進に向けて

1 継続的な計画の推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、事業者、市社協、市などによる継続的な取組が重要であり、地域福祉施策の進行及び計画を推進する体制を整えます。

1 計画の周知

本計画の内容を広く市民に周知するとともに、庁内や関係機関などと連携しながら、施策の総合的な推進を図り、地域における支援サービス基盤の整備を進めます。

2 個別の施策や事業の評価

個別の施策や事業について担当部署で進捗管理と分析及び評価を行い改善していくとともに、地域福祉推進市民会議による進捗状況の評価を行うことで施策を推進していきます。

3 市民アンケートによる成果指標の確認

成果指標の達成状況を図るため、市民アンケートを実施し、市民意識・実態等の把握を行います。

4 地域福祉推進市民会議による進行管理

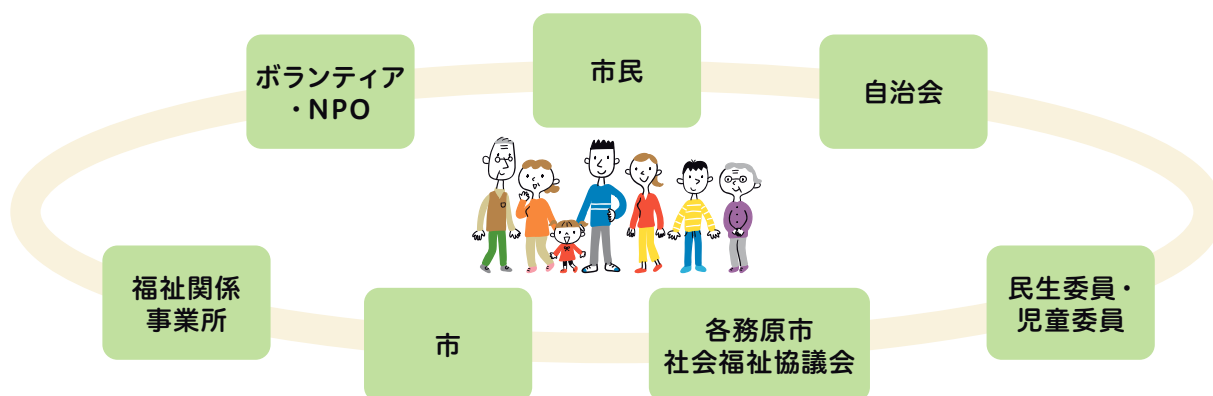
本計画の策定委員会をベースとした地域福祉推進市民会議を設置し、計画の進捗状況を確認していくこととします。

5 地域コミュニティ会議による進行管理

17地区社協ごとに地域コミュニティ会議を開催し、計画の周知や地域における活動の状況を確認するとともに、地域に根差した活動を支援していきます。

2 多様な主体との連携

地域福祉の推進に向けて、市民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、市社協、市などが、各々の役割と責任を果たしながら、連携・協力することにより、取り組んでいきます。



第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

令和7年3月

発行：各務原市、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

編集：各務原市健康福祉部 福祉政策課

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

〒504-0912 各務原市那加桜町2丁目163番地